

高齢者の福祉・健康などの相談窓口 地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師などの資格を持った専門職員が相談に応じています。

例えば、「家族が認知症になって介護が大変」、「持病があるため、一人暮らしが心配になった」などの介護に関することや、「高価な健康食品を買わされてしまった」、「家族から暴力をふるわれている」など権利擁護に関する相談、「健康を保ちたい」、「介護が必要になるのを防ぎたい」など介護予防に関する相談に応じます。必要に

応じて適切な専門機関の案内も行います。また、高齢者の生活を支えるためのサービスやボランティア、サークルなどの情報も紹介しています。

成年後見制度をご存知ですか

成年後見制度とは、判断能力が十分ではない高齢者などの権利を守る援助者(成年後見人等)を選任し、本人の生活を支援する制度です。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状況や生活について配慮した上で、財産の管理や必要な契約を行います。

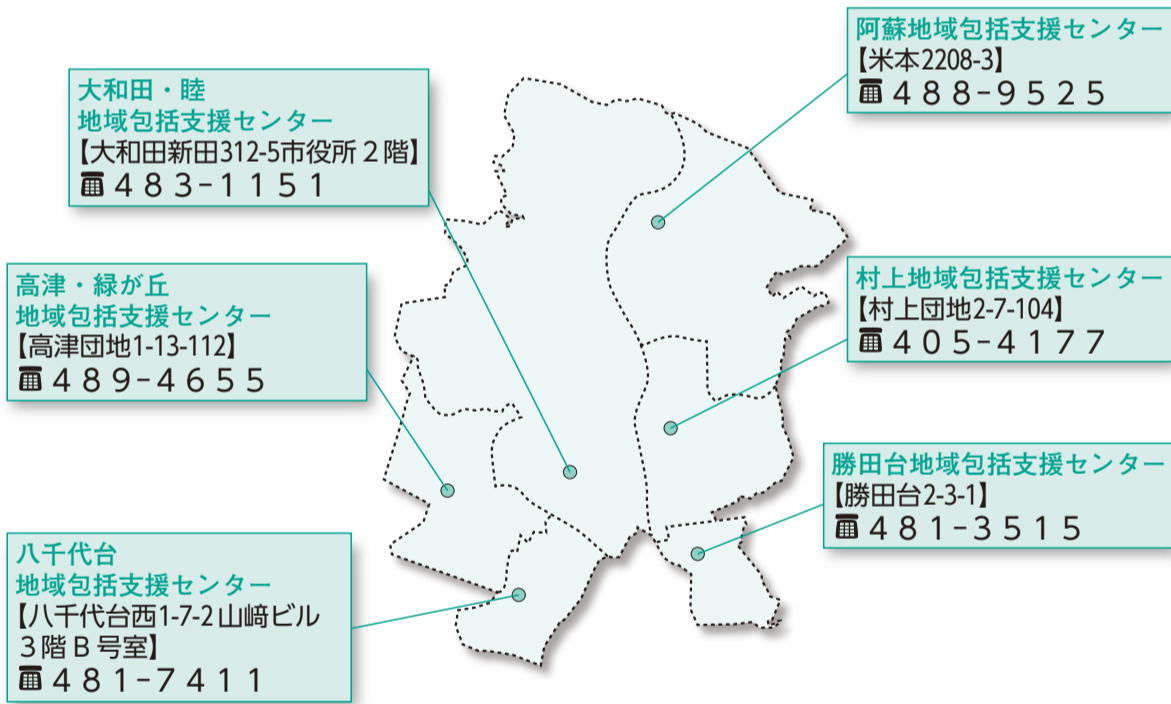
この制度は、高齢者などが安心して地域で暮らしていくための方法の一つとして期待されています。例えば、認知症で判断能力が十分でなくなったときに、成年後見人が本人の希望や生活状況に基づいて、必要な福祉サービスの契約を行います。また、訪問販売などで不利益な内容と判断できずに契約を結んだとしても、その契約を取り消すことができます。手続き窓口は家庭裁判所ですが、まずは各地域包括支援センターへ気軽にご相談ください。



家族からの相談も受け付けています

市内に6か所 相談は電話でも受け付けます

お近くのセンターまで気軽にご相談・ご連絡ください。
時間は土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。



第3回定例市議会の 議案と諸般の行政報告

26年第3回定例市議会は9月2日に開会。一般質問は9月8日～10日、11日には総務・福祉常任委員会、12日には産業都市・文教安全常任委員会が行われました。16日(火)～19日(金)には決算審査特別委員会、26日(金)には総括審議が行われ、26年度補正予算案など市長提案の18案件などが審議されます。ここでは、議案と初日に行われた諸般の行政報告の項目をお知らせします。

【問い合わせ】総務課☎483-1151(代表)

提出案件

・26年度補正予算案	2 件
・条例の制定案	1 件
・条例の一部改正案	6 件
・条例の廃止案	1 件
・議決事件の一部変更案	1 件
・財産の取得案	3 件
・決算の認定案	3 件
・専決処分の承認案	1 件
計	18 件

諸般の行政報告

- 姉妹都市タイラー市親善訪問団の来訪について
- 福祉作業所の建設手法等の変更について
- 八千代市子ども医療費助成制度の助成対象の拡大について
- 全国高等学校総合体育大会について
- 八千代市総合グラウンドのオープンについて
- 八千代市総合防災訓練について
- 食品の放射性物質簡易検査の実施状況について
- コミュニティバスの一部廃止について
- 通学支援を目的としたスクールバスの運行について
- やちよ農業交流センターの喫茶コーナーの営業開始について
- 八千代ふるさと親子祭について
- 消火栓の漏水事故と濁り水の発生について

※第3回定例市議会の結果は、広報やちよ10月15日号に掲載します

測定日	測定結果	基準値
1号炉排ガス	5月29日 0.11ナノグラム	5ナノグラム
2号炉排ガス	6月11日 0.15ナノグラム	5ナノグラム
3号炉排ガス	6月18日 0.0073ナノグラム	0.1ナノグラム
3炉混合成形品	6月18日 0.50ナノグラム	3ナノグラム

清掃センター焼却炉のダイオキシン類測定結果は基準値以下

清掃センター焼却炉のダイオキシン類の測定結果は次の通りで、いずれも国の基準値を下回りました。

秋の全国交通安全運動 「身につけた? ルールとマナーと 反射材」

夕方から夜間にかけては交通事故が起こりやすく、歩行者や自転車は注意が必要です。交通ルールと交通マナーをしっかり守り、交通事故を防止しましょう。

■重点目標

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車乗用中の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶

■秋の交通安全キャンペーン

▼日時 9月21日(日)午前9時30分～10時30分 ▼場所 イオンモール八千代緑が丘2階ロース広場 ▼内容 新木戸小学校児童による演奏会、交通安全啓発品の配布など(生活安全課・八千代警察署交通課)

選挙シリーズ① 政治活動用ポスターの掲示制限

候補者などの氏名・後援団体の名称が表示されている政治活動用ポスターのうち、次のものは掲示することができません。

▼ベニア板やプラスチック板などで裏打ちされているもの

○後援会の家、「△△後援会会員証」など事務所や連絡所、また後援団体の構成員であることが表示されているもの

▼掲示責任者と印刷者の氏名・住所が記載されていないもの

●候補者・後援団体などの政治活動用ポスターは任期満了の6か月前の日から選挙期日までの間、当該選挙区内には掲示できません

政党などの政治活動用ポスターについては、選挙前の掲示制限はありませんが、氏名や、氏名が類推されるような事項を記載された人が候補者となったときは、候補者となった日のうちに当該選挙区内において撤去しなければなりません。

(選挙管理委員会)